



鳥取県公報

平成 29 年 8 月 8 日 (火)
第 8 9 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|--|
| ◇ 告 示 | 指定居宅サービス事業者の指定 (519) (東部福祉保健事務所) 2 |
| | 指定介護予防サービス事業者の指定 (520) (〃) 2 |
| | 指定居宅サービス事業者の指定 (521) (西部総合事務所福祉保健局) 2 |
| | 指定介護予防サービス事業者の指定 (522) (〃) 2 |
| | 開発行為に関する工事の完了 (3 件) (523~525) (西部総合事務所生活環境局) 3 |
| | 土地改良区の役員の就退任 (526) (西部総合事務所農林局) 3 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (道路企画課) 5 |
| | 落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課) 8 |

告 示

鳥取県告示第519号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------|--------------|-----------|---------|
| 株式会社エルスリー | フィットネスデイ湖山 | 鳥取市湖山町東四丁目61 | 平成29年8月1日 | 通所介護 |

鳥取県告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------|--------------|-----------|----------|
| 株式会社エルスリー | フィットネスデイ湖山 | 鳥取市湖山町東四丁目61 | 平成29年8月1日 | 介護予防通所介護 |

鳥取県告示第521号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------------|--------------|-----------|---------|
| 合同会社健康塾 | デイサービスセンター健康塾 | 境港市明治町83 | 平成29年8月1日 | 通所介護 |
| 株式会社オクト | すまいる訪問看護リハビリステーション | 米子市両三柳693-3 | 〃 | 訪問看護 |
| 社会福祉法人養和会 | ヘルパーステーションつばさ | 米子市米原1460-7 | 〃 | 訪問介護 |

鳥取県告示第522号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|--------------|-----------|----------|
| 合同会社健康塾 | デイサービスセンター健康塾 | 境港市明治町83 | 平成29年8月1日 | 介護予防通所介護 |

| | | | | |
|-----------|--------------------|-------------|---|----------|
| 株式会社オクト | すまいる訪問看護リハビリステーション | 米子市両三柳693-3 | 〃 | 介護予防訪問看護 |
| 社会福祉法人養和会 | ヘルパーステーションつばさ | 米子市米原1460-7 | 〃 | 介護予防訪問介護 |

鳥取県告示第523号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年6月27日 鳥取県指令第201700075814号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市芝町字下大曾根1165-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市両三柳2620
河本 厚子

鳥取県告示第524号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年7月4日 鳥取県指令第201700086595号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市福定町字大蛇郷424-1、424-2の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
島根県松江市西川津町333-15
松本 淳

鳥取県告示第525号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年7月25日 鳥取県指令第201700103058号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津1750
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市両三柳207-1
落神 則泰

鳥取県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山町名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 8 月 8 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|-----|-----------|-----------------|
| 理 事 | 近 藤 昭 夫 | 西伯郡大山町豊成991 |
| | 〃 二 宮 教 和 | 西伯郡大山町豊成919 |
| | 〃 野 口 友 幸 | 西伯郡大山町豊成688 |
| | 〃 林 原 荘 祥 | 西伯郡大山町豊成492 |
| | 〃 片 山 定 義 | 西伯郡大山町倉谷589 |
| | 〃 竹 宮 寿 明 | 西伯郡大山町小竹334 |
| | 〃 枝 谷 凱 之 | 西伯郡大山町小竹694-1 |
| | 〃 小 谷 茂 | 西伯郡大山町東坪922 |
| | 〃 高 見 晃 | 西伯郡大山町東坪855-1 |
| | 〃 日 野 則 行 | 西伯郡大山町東坪192 |
| | 〃 松 井 和 彦 | 西伯郡大山町西坪240 |
| | 〃 岩 波 宏 承 | 西伯郡大山町御来屋782 |
| | 〃 川 島 正 壽 | 西伯郡大山町名和1398-1 |
| | 〃 真 島 国 博 | 西伯郡大山町加茂190-1 |
| | 〃 松 田 清 司 | 西伯郡大山町加茂1000 |
| | 〃 鳥 橋 千 廣 | 西伯郡大山町富長69-1 |
| | 〃 国 谷 容 | 西伯郡大山町富長686 |
| | 〃 児 玉 良 雄 | 西伯郡大山町富長767-1 |
| | 〃 鍋 倉 英 明 | 西伯郡大山町古御堂402 |
| | 〃 野 口 清 | 西伯郡大山町茶畑311-1 |
| | 〃 齋 藤 伸 一 | 西伯郡大山町高田614 |
| | 〃 森 続 晃 正 | 西伯郡大山町高田160 |
| | 〃 前 田 繁 昌 | 西伯郡大山町高田1112-37 |
| | 〃 谷 野 貴 則 | 西伯郡大山町押平161 |
| | 〃 中 原 昌 志 | 西伯郡大山町押平560-2 |
| | 〃 勝 部 浩 美 | 西伯郡大山町大塚248 |
| | 〃 遠 藤 孝 一 | 西伯郡大山町大塚805 |
| 監 事 | 上 中 朗 弘 | 西伯郡大山町豊成512 |
| | 〃 金 田 博 明 | 西伯郡大山町名和61-8 |
| | 〃 小 林 史 雄 | 西伯郡大山町押平721 |

平成29年 7 月 19日退任

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|-----|-----------|---------------|
| 理 事 | 近 藤 大 介 | 西伯郡大山町豊成1018 |
| | 〃 二 宮 教 和 | 西伯郡大山町豊成919 |
| | 〃 野 口 友 幸 | 西伯郡大山町豊成688 |
| | 〃 林 原 荘 祥 | 西伯郡大山町豊成492 |
| | 〃 角 田 道 風 | 西伯郡大山町倉谷588-1 |
| | 〃 竹 宮 寿 明 | 西伯郡大山町小竹334 |
| | 〃 牧 野 祥 三 | 西伯郡大山町小竹690 |

| | | |
|-----|---------|-----------------|
| 〃 | 小 谷 茂 | 西伯郡大山町東坪922 |
| 〃 | 金 田 聰 | 西伯郡大山町東坪1219 |
| 〃 | 日 野 則 行 | 西伯郡大山町東坪192 |
| 〃 | 田 中 延 明 | 西伯郡大山町西坪152 |
| 〃 | 岩 波 宏 承 | 西伯郡大山町御来屋782 |
| 〃 | 渡 辺 潤 造 | 西伯郡大山町名和390 |
| 〃 | 林 原 一 英 | 西伯郡大山町名和1320-3 |
| 〃 | 林 原 幸 治 | 西伯郡大山町門前27-1 |
| 〃 | 真 島 英 雄 | 西伯郡大山町加茂199 |
| 〃 | 山 根 伸 穂 | 西伯郡大山町加茂1035 |
| 〃 | 鳥 橋 千 廣 | 西伯郡大山町富長69-1 |
| 〃 | 山 根 寿 徳 | 西伯郡大山町富長675 |
| 〃 | 戸 野 要 介 | 西伯郡大山町富長809 |
| 〃 | 鍋 倉 保 房 | 西伯郡大山町古御堂232-2 |
| 〃 | 野 口 清 | 西伯郡大山町茶畑311-1 |
| 〃 | 齋 藤 伸 一 | 西伯郡大山町高田614 |
| 〃 | 森 続 晃 正 | 西伯郡大山町高田160 |
| 〃 | 前 田 繁 昌 | 西伯郡大山町高田1112-37 |
| 〃 | 谷 野 貴 則 | 西伯郡大山町押平161 |
| 〃 | 中 原 博 | 西伯郡大山町押平631 |
| 〃 | 勝 部 浩 美 | 西伯郡大山町大塚248 |
| 〃 | 西 村 伸 二 | 西伯郡大山町大塚1068-2 |
| 監 事 | 高 見 晃 | 西伯郡大山町東坪855-1 |
| 〃 | 荒 松 尚 行 | 西伯郡大山町門前70 |
| 〃 | 船 原 淳 一 | 西伯郡大山町大塚806-1 |

平成29年7月20日就任 任期4年

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県除雪機械管理システム整備業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期限

システム構築について、公開用サーバに搭載するコンテンツver. 1の構築は平成29年12月22日までとし、システム全体の構築は平成30年2月14日までとする。

(4) 業務期間

システム運用について、公開用サーバに搭載するコンテンツver. 1の運用は平成29年12月22日から平成34年3月31日までとし、システム全体の運用は平成30年2月14日から平成34年3月31日までとする。

システム保守管理は、平成29年12月22日から平成34年3月31日までとする。

(5) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部道路企画課

(6) 契約金額等

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

イ 事業費は、次に掲げる各年度の額以内とする。

平成29年度 22,365,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

平成30年度 7,032,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

平成31年度 7,032,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

平成32年度 7,032,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

平成33年度 7,032,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成29年8月22日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年8月8日(火)から平成29年9月20日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年8月8日(火)から平成29年9月20日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した調達案件を履行することができる者であって、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部道路企画課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路企画課路政担当

電話 0857-26-7353

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

平成 29 年 8 月 8 日（火）から同月 31 日（木）までの間にインターネットホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/road/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成 29 年 8 月 8 日（火）から同月 31 日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成 29 年 9 月 20 日（水）午後 1 時 30 分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 19 日（火）午後 5 時とする。）

イ 開札日時

平成 29 年 9 月 20 日（水）午後 2 時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第 1 回」、「第 2 回」、「第 3 回」、「第 4 回」又は「第 5 回」と回数を明記し、提出すること。なお、第 2 回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類、履行しようとする案件が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する参考資料を、4 の（1）の場所に平成 29 年 8 月 31 日（木）午後 5 時までに持参し、又は郵便等により送付し、2 の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、（2）の資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 18 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を提供できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内かつ各年度における事業費の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Snow removal machine GPS system for Tottori Prefecture, 1 set

(2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 31 August, 2017

(3) Time limit for the submission of tenders : 1:30 PM, 20 September, 2017

Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 19 September, 2017

(4) Contact point for the notice : Department of Land Management Road Planning Division Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL:0857-26-7353

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年8月8日

鳥取県立米子工業高等学校長 田 中 宏 明

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立米子工業高等学校情報処理室パソコン等賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成29年7月19日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ソルコム鳥取支店 鳥取市岩吉166-2 |
| 5 落札金額 | 56,635,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成29年6月9日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立米子工業高等学校 米子市博労町四丁目220 |